

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [未払い残業代の訴訟請求①](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

未払い残業代の訴訟請求①

法律は、原則として1日8時間、週40時間を超えた労働や休日・深夜労働に対し、割増賃金の支払いを使用者に義務付けている。

しかし、現実には、多くの職場で、未払い残業が発生している。

労働に対する価値観が異なる欧米ではこのような問題はあまり発生しないが、日本の雇用環境はどこか歪んでいるとしかおもえない。

それでも退職を覚悟した労働者からの、未払い残業代請求訴訟は増加している。

労働組合が関与しているケースは内々で解決するためその実態は分からないが、健康的な職業生活を過ごすためにも早急に解決したい課題である。

請求訴訟の進め方について、交渉力を高めることにもつながるから、労組リーダーも学んでいこう。

いざというときのために必要な、事前準備も学んでおきたい。

まずは事実関係を正確に把握し、実労働時間を確定させることが大切だ。

残業した時間は、実労働時間から所定労働時間を引けばカウントできるが、その実労働時間をどう立証するかが肝心だ。

実労働時間の立証をするにあたり、様々な試みがなされており、多くの裁判例も蓄積されている。

実労働時間の立証に関する具体例をあげてみる。

- ①タイムカード
- ②労働時間管理ソフト
- ③入退館記録
- ④パソコンのログイン・ログアウト時間
- ⑤電子メールの送信時刻
- ⑥タコグラフ
- ⑦給与明細書
- ⑧開店・閉店時刻
- ⑨シフト表
- ⑩日報・週報等
- ⑪労働者のメモ

タイムカードのように、それ自体で就労の始期と終期を示す資料があれば、実労働時間の推認は比較的容易である。

しかし、このような資料がない職場では、実労働時間の立証のために様々な資料が用いられている。

そのいずれも、客観性と信用度が鍵を握る。

たとえば、時間管理をまともに行っていない使用者の下で就労する労働者が、自己の労働時間を手帳等にメモする場合がある。

メモの場合は、その信用度が高いことをいかに立証するかが鍵となる。

メモを元にした裁判例を挙げておく。

東久商事事件（大阪地判平成10.12.25）

HSBCサービシーズ・ジャパン・リミテッド事件（東京地判平成23.12.27）

かんでんエンジニアリング事件（大阪地判平成16.10.22）

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**